

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第三章 地方公務員法の制定と地方公営企業労働関係法案要綱の決定

第二節 地方公営企業労働関係法案要綱

地方公務員法とともに第九臨時国会に提出される予定であった地方公営企業労働関係法案は、その細目について地法自治庁と労働省の間に意見の一致がみられず提案に至らなかったが、労働省では一二月はじめその要綱を左の如く決定し、一二月一四日以後東京ほか各地で公聴会を開いた。

地方公営企業労働関係法案要綱(一二月五日、労働省労政局)

(目的)

第一 この法律は、労働組合法及び労働関係調整法と相まって、地方公営企業における労働関係の公正な調整を図るための団体交渉を助長すること、及び職員の労働条件に関する苦情又は労働争議を迅速に、且つ、平和的に解決するために必要な方法と手続とを定めることにより、地方公営企業の正常な運営を最大限に確保し、もって公共の福祉を擁護し、増進することを目的とすること。

[註]1 公営企業の職務については公共企業体労働関係法の建前に準じて取扱う。

2 職員の労働関係についてはこの法律によって律し、公営企業の組織、会計、経理、身分等については別の法律をもって律する。

(適用対象)

第二 この法律は、地方財政法第六条の規定に基く公営企業及びその職員に適用すること。

[説明]

1 「公営企業」とは、地方財政法第六条の規定によって特別会計を設けて行われている地方公共団体の事業であって次の四つのものである(地方財政法施行令第一条参照)

(一)軌道事業、地方鉄道事業及び自動車交通事業、(二)電気事業、(三)ガス事業、(四)上水道事業

2 「職員」とは公営企業に従事する一般職に属する地方公務員をいう(地方公務員法案第三条及び第四条参照)。

(労働組合法及び労働関係調整法との関係)

第三 職員の労働関係については、この法律に定めるもののほか労働組合法及び労働関係調整法の定めるところによること。

[説明]

1 職員の労働関係については、労働組合法及び労働関係調整法が一般法として適用され、この法律はこれらに対して特別法たる性格を持つから、職員の労働組合、不当労働行為、あっ旋、調停等は労働組合法及び労働関係調整法によって律せられる。

2 労働基準法は例外なく職員に適用される。

(団体交渉の範囲)

第四 公営企業の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができないものとする。

2 団体交渉の対象とし、労働協約を締結することができる範囲は概ね公共企業体労働関係法第八条第二項と同様とすること。

[説明]

団体交渉の対象とし、労働協約を締結することができる事項は限定列挙するものとし、公共企業体労働関係法には次の事項が列挙されているが

- 一 賃金、労働時間及び労働条件
 - 二 就業規則
 - 三 時間外割増賃金
 - 四 休日及び休暇
 - 五 懲戒規則並びに昇職、降職、転職、免職、休停職及び先任権の基準に関する規則
 - 六 苦情処理機関
 - 七 安全
 - 八 労働協約の終期、更新及び延長
- 本法案では右の外に
- 一 福利及び厚生施設及び制度
 - 二 災害保償の制度

を加える考えである。

(労働協約と条例、規則及び規程との関係)

第五 条例は労働協約に優先するものとし、条例にてい触する範囲において労働協約はその効力を生じないものとする。

2 労働協約にてい触する規則及び地方公共団体の機関の定める規程は、その労働協約の有効期間中効力を停止すること。

[説明]

第一項については、条例にてい触する事項を内容とする労働協約は締結することはできるが、その条例が修正又は廃止されるまでは効力を生じないものとし、且つ、地方公共団体の長はその労働協約の効力を発生せしめるために必要な条例案を締結の日から一定期間内に議会に付議しなければならないものとする考えである。

(予算上又は資金上議会の議決を経なければ履行することができない労働協約の効力)

第六 労働協約又は仲裁裁定が公営企業の予算上又は資金上、その地方公共団体の議会の議決を経なければ履行することができないものであるときは、その労働協約又

は仲裁裁定を履行するための措置を議会に付議し、それが議決されるまでの間は、公営企業の当局は、その労働協約又は仲裁裁定の履行を拒むことができること。

2 前項の措置が可決又は修正可決されたときは、公営企業の当局は、その範囲において労働協約又は仲裁裁定を履行しなければならないこと。

3 地方公共団体の長は、第一項の労働協約又は仲裁裁定を履行するための措置を労働協約が締結された日又は仲裁裁定がされた日から十五日以内にその議会に付議しなければならないものとする。この場合において、地方公共団体の長は、賛否の意見を附することができるものとする。

4 第一項の労働協約又は仲裁裁定は、その会計年度分において履行が可能とならなかったときは、その部分については、効力を失うものとする。

〔説明〕

第四項でいう「その会計年度分において」というのは、当該会計年度の出納閉鎖の日までということであり、それまでに履行が可能となった分については、地方自治法第二百四十一条の規定にかかわらず、出納閉鎖の日から一定期間内は出納をなしうるものとする考えである。

（争議行為の禁止）

第七 職員、その労働組合及び公営企業の当局は、争議行為をすることができず、且つ、職員は、争議行為をすることを共謀しそそのかし又はあおってはならないものとする。

2 前項によって禁止された行為を行った職員は、懲戒、解雇その他の懲戒に附されるものとし、その職員は、この法律、労働組合法及び労働関係調整法に規定する一切の権利を失うものとする。

（苦情処理）

第八 公営企業の当局と職員とは、職員の苦情を処理するため苦情処理機関を設けなければならないものとし、その構成、権限及び運用は、公営企業の当局と職員の代表との交渉によって定めること。

〔説明〕

一の地方公共団体が二以上の公営企業を行なっているときは共同の苦情処理機関を置くことができることとする考えである。

（労働争議のあっ旋及び調停）

第九 労働争議のあっ旋及び調停は、労働関係調整法の定めるところによって行うこと。

（仲裁）

第十 労働争議の仲裁は、仲裁人によって行うこと。

2 仲裁人は、仲裁人候補者名簿から関係当事者の合意又はその合意が成立しなかったときは地方労働委員会の会長の指名により選出すること。

3 前項の仲裁人候補者名簿は、都道府県ごとに設け、三人以上の者を記載するこ

と。

4 前項の名簿に記載される仲裁人候補者は、公営企業を経営する地方公共団体の当局と職員の労働組合の各々の代表者の合意により仲裁人候補者として推薦された者六人以上の中からその半数を都道府県知事が委嘱すること。

5 前項の代表者の合意により仲裁人候補者として推薦された者が六人に満たないときは、地方労働委員会の会長がその六人に不足する数の者を仲裁人候補者として推薦すること。

6 地方労働委員会の会長は、自らを仲裁人候補として推薦し、又は仲裁人として指名することを妨げないこと。

7 労働争議の調停を行った者は、その事案について仲裁人となることができないこと。

〔説明〕

1 第一項については、現実に仲裁を行う仲裁人は、労働争議ごとに一人とする考えである。

2 第二項については、仲裁を行う事由が生じた日から一定期間内に仲裁人の選出につき関係当事者の合意が成立しなかったときは、その日から一定期間内に当該地方労働委員会の会長が仲裁人候補者名簿の中から仲裁人を指名する考えである。

3 仲裁人候補者名簿は、一年毎に改めるものとする考えである。

4 仲裁人候補者は、毎年一定期日までに公営企業の当局と職員の労働組合の各々の代表者の合意により推薦することとしその期日までに合意による推薦がなかったとき、又は推薦された者の数が六人に満たないときは、その期日から一定期間内に当該地方労働委員会の会長が六人に不足する数の者を仲裁人候補者として推薦することとする考えである。

5 仲裁人名簿に記載された者が三人に満たなくなるときは三人に不足する数については仲裁人候補者名簿の作製の手続と同様の手続をもってこれを補充する考えである。

6 仲裁人の欠格条件は、次のものを考えている。

一 当該労働争議の調停を行った者

二 当該労働争議が生じている公営企業に特別の利害関係ある者
(仲裁の開始)

第十一 左の場合には、仲裁を行うこと。

一 調停委員会が仲裁を行う必要があると決議したとき

二 一カ月以内に調停が成立しなかったとき

三 両当事者からの申請又は労働協約の定に基く申請のあったとき

(仲裁裁定)

第十二 仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有し、両当事者は最終的決定としてこれに従わなければならないこと。但し、第六に定める仲裁裁定についてはその定めるところによること。

〔説明〕

仲裁裁定が当該地方公共団体の条例にてい触する場合は、要綱第五の説明の場合と同様に取扱う考えである。

(昭和二十三年政令第二百一号との関係)

第十三 この法律の施行の日から昭和二十三年政令第二百一号は公営企業の職員に関してその効力を失うものとする事。

〔説明〕

地方自治法第二百四条の規定は、職員については適用しないこととする考えである。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
